



# 11月11日～17日は 「税を考える週間」です！ テーマ「これからの社会に向かって」

税務課市民税係 ☎0824-73-1146

国税庁は、毎年11月11日から17日までの1週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心にさまざまな広報施策を行っています。

本年の「税を考える週間」は、「これからの社会に向かって」をテーマに、国民各層・納税者の皆さんに日常生活と税の関わりを理解してもらうことで、納税意識の向上を図ることとしています。

国税庁ホームページに特設ページを設け、さまざまな取り組みを紹介していますので、詳しくはホームページをご覧ください。



国税庁 HP

表彰式にはヒバゴン、イータ君がやってくる！！

## ■「税を考える週間」の租税作品展示会および表彰式

期間中、ショッピングセンタージョイフル2階で、市内学校の児童・生徒から応募された税に関する作文・習字・絵はがき・標語の入選作品の展示などを行います。ぜひお越しください。

また、11月15日(土)10時からジョイフル2階で入選作品の表彰式を開催します。(作品展示会場は右欄をご覧ください)

## 租 税 作 品 展 示 会

- ① ショッピングセンタージョイフル2階  
11月11日(火)～17日(月)
- ② 口和支所  
11月19日(水)～24日(月)
- ③ 市役所本庁舎1階市民ホール  
11月26日(水)～12月1日(月)
- ④ 高野支所  
12月3日(水)～9日(火)
- ⑤ 比和支所  
12月11日(木)～17日(水)
- ⑥ ウイル西城  
12月19日(金)～25日(木)
- ⑦ 東城支所  
1月6日(火)～13日(火)
- ⑧ 総領保健福祉センター  
1月15日(木)～21日(水)



## 税務署からのお知らせ

### ■インターネットによる相談

チャットボットのふたばにご相談ください。 AI (人口知能) が自動回答します。

### ■電話による相談

「国税相談専用ダイヤル」を導入しています。 国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901

### ■税務署での相談

相談には、事前予約が必要です。 庄原税務署 ☎0824-72-1001 (音声ガイダンス)



## ～土地や家屋に関する届け出をお願いします～

税務課資産税係 ☎0824-73-1144

土地の利用状況(現況地目)が変わった場合や家屋の取り壊し・新築・増築・用途変更などを行った場合は、**12月26日(金)までに**税務課資産税係または各支所市民生活係に、固定資産税納税通知書に同封のハガキや、家屋異動申告書(家屋に関する届け出の際)などで届け出をしてください。



## 償却資産(固定資産税)って何？

税務課資産税係 ☎0824-73-1144

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産のことを指します。確定申告や市県民税申告を行うときに減価償却費の計算を行う資産は、個人・法人を問わず、固定資産税の申告の対象となります。別途申告が必要ですので、ご注意ください。

ただし、軽自動車税種別割の対象となる、最高速度が時速35km未満の農耕用トラクター、コンバイン、田植機などの小型特殊自動車は、償却資産(固定資産税)の対象ではありません。

## 償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の状況を市町村へ申告しなければなりません。

## 令和8年度分の申告受付期間 令和8年1月5日(月)～2月2日(月)

申告書様式や申告の手引きを12月中旬に市ホームページに掲載します。また、これまでに申告をしたことがある人には、12月下旬に申告書や申告の手引きを発送します。

なお、償却資産の課税標準額(取得額に基づき、経過年数に応じた価値の減少を考慮した額)の総合計が150万円未満であれば課税されません。

## 主な償却資産

| ＜各業種共通＞                                                   | ＜小売業・飲食業＞                                                    |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 受変電設備、コピー機、パーテーション、看板、中央監視装置(監視カメラ)、駐車場舗装など               | 陳列棚、冷蔵庫、厨房設備、テレビ、レジスター、自動販売機など                               |
| ＜農 業＞                                                     | ＜太陽光発電＞                                                      |
| 畜舎(家屋の課税対象でないもの)、乾燥機、ビニールハウス、農業散布用ドローン、温室管理装置などの農業用機械設備など | 太陽光パネル、パワーコンディショナー、電力量計、ネットフェンスなど<br>※10kw未満の太陽光発電設備(住宅用)を除く |



## ～市税などの納付方法～

収納課収納係 ☎0824-73-1511

市税などの納付には、市から送付する納付書を使って市役所、金融機関の窓口やコンビニなどで納付する方法のほかに、口座振替、スマホアプリや二次元コードを利用した納付方法があります。納付者ご自身に適した方法により、期限までの納付にご協力ください。

| 納付方法                            | 納付場所                                                               |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| ①市役所での納付                        | 市役所本庁舎および各支所                                                       |
| ②金融機関での納付                       | ひろしま農業協同組合、広島銀行、広島みどり信用金庫、中国労働金庫、中国銀行、しまなみ信用金庫、両備信用組合、ゆうちょ銀行および郵便局 |
| ③口座振替での納付                       | 指定される金融機関口座から自動的に振替                                                |
| ④スマートフォン決済アプリを利用した納付(バーコード決済)   | スマートフォンによる決済<br>※水道料金や住宅使用料なども納付可能になりました。                          |
| ⑤地方税統一QRコード(eL-QR)を利用した納付(QR決済) | スマートフォンによる決済<br>(対象税目)固定資産税、軽自動車税種別割<br>※詳しくは、「地方税お支払いサイト」をご覧ください。 |
| ⑥コンビニエンスストアでの納付                 | 全国のコンビニエンスストア                                                      |